

令和7年度 守谷市放課後こども総合プラン 自己評価チェックシート

施設名 松ヶ丘小学校放課後子ども総合プラン

守谷市放課後こども総合プランの自己評価は、評価基準をこども家庭庁「放課後児童クラブ運営指針(令和7年1月改定)」とし、施設運営の実情に応じて、放課後こども教室及び学校をはじめとする他施設や地域との連携を踏まえた運営について、一定期間を振り返って評価するものとします。

<自己評価チェックの進め方>

- 各施設単位で、運営の内容について確認してください。
- 各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- その際、別紙「自己評価チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて、「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- 各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
- 例えば「○:できている(評価の着眼点の事項がすべてできている)」「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった段階で記入してください。なお、評価に該当しない場合は、「-:該当しない(評価対象に当てはまらない)」を記入してください。
- 、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(評価が△、×だった場合は、改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください。(100字以内)職員間で評価結果や気づき、より良い育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針:総則とそれに直接付随する項目【=第1章、第2章、第7章に対応する項目】

区分	チェック項目	結果	コメント	
第1章 総則	1 趣旨	○	「放課後児童クラブ運営指針」を理解し、支援員は常に子どもたちの育成を考え、常に遊びや日常生活の中で質の向上を目指している。	
	2 放課後児童健全育成事業の役割	○	児童クラブとはどんな役割なのか、日々のミーティングや研修等で、理解できている。	
	3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本的な役割	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	子どもたちが安心して過ごすことができるような環境を整え、発達段階を踏まえながら自主性、社会性を伸ばし子どもの育成支援にあたっている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○	お迎え時に児童クラブでの様子を伝えている。おたよりを配布し、クラブの予定や子どもたちの様子を把握してもらっている。学校とも様子を共有し、連携をしている。
(3)放課後児童支援員等の役割		○	支援員の役割については、理解している。研修等も受けながら子どもたちの育成支援については、その環境を整えていくよう努めている。	
(4)放課後児童クラブの社会的責任		○	一人ひとりの対応、その子どもに合った寄り添った、子どもたちの人権を尊重して対応するよう努めている。	
第7章 職場倫理及び事業内容の向上	4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	子どもたち、一人ひとりに寄り添いながら育成支援に取り組んでいる。今後も自己研鑽に励み質の向上に努めている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○	守秘義務、個人情報等の法令遵守を徹底し、児童一人ひとりの人権を守りながら、誠実に取り組んでいる。学校や管理者とも情報を共有している。
	5 要望及び苦情への対応	○	保護者からの要望に対し、迅速に対応する仕組みはできている。納得感を得られるよう個別の対応を行っている。	
	6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	日々のミーティングで児童の様子・活動内容等の情報共有や情報交換、意見交換を行うことができている。
		(2)研修等	○	研修内容の共有や、以前参加した研修等をもとに必要な知識を確認している。専門性を高める、更なる資質向上を目指している。
(3)運営内容の評価と改善		○	毎年の保護者アンケートや自己評価を実施し、結果を公表して、どのような取り組みをしているのかを明らかにし、事業内容の向上や改善を図るよう心掛けている。	
7 こどもの発達理解	○	子どもの発達や特徴等は理解して、支援員が共通した言葉掛けや対応をとるよう努めている。引き続き適切な支援を行っている。		

II 運営指針:育成支援に直接かかわる項目【=第3章、第5章に対応する項目】

区分	チェック項目	結果	コメント	
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容	8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	内容は理解できている。健やかで伸び伸びと活動できるように、活動内容を重視している。
		(2)育成支援の留意点	○	児童の育成支援を留意し、理解し健全に過ごせるよう努めている。
	9 障がいのある子どもへの対応	(1)障がいのある子どもの受入れの考え方	○	学校と情報共有して、発達障害のある児童についてクラブでの生活がスムーズにできるような体制づくりに努めている。
		(2)障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点	○	コンサルタントや専門家の見識を取り入れながら各児童の特性を理解して育成支援に取り組んでいる。
	10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	日頃から学校と連携して児童の様子や言動等注意深く見るようにし、疑いがある場合は速やかに運営主体と連携し、報告できる体制を整えている。
		(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	適切な支援ができるよう、関係機関と保護者にも情報共有をしている。支援については職員間で共通行動ができるよう、ミーティング等でその都度確認を行っている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○	児童、保護者に対して、プライバシーを保護し機密保持に留意している。
	11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○	連絡帳や電話で情報共有をしている。子どもの様子や気になる事はすぐに保護者に伝えている。
		(2)保護者からの相談への対応	○	信頼関係を築けるよう、丁寧な対応を心掛けている。保護者とのコミュニケーションの在り方についてはミーティング等で話題にあげ、理解度を上げている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○	毎月のプラン日より、連絡帳を活用して、保護者と連携を取りながら協力関係を維持している。必要に応じて学校にも情報共有をしている。
12 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○	育成支援の内容については、関係機関と共有し検討しながら、実施している。	
	(2)運営に関わる業務	○	運営に関わる業務は、管理者や支援員間で役割分担をして業務にあたっている。	

II 運営指針: 育成支援に直接かかわる項目【=第3章、第5章に対応する項目】の続き

区分		チェック項目	結果	コメント
第5章 学校及び地域との関係	13 学校との連携	(1) 学校との連携	○	学校との情報共有は日々行わない連携を図っている。学校からも情報を共有してもらっている。
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○	共有した児童の情報の扱いについては、十分に注意を払い、秘密保持に努めている。学校・管理者との連携を密に図っている。
	14 地域、関係機関との連携	○	地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	
	15 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	

III 運営指針: 育成支援(事業内容)を直接支える項目【=第6章2に対応する項目】

区分		チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	16 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	○保護者・学校と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。

IV 運営指針: 最低基準(市の条例)に依拠する項目【=第4章、第6章1に対応する項目】

区分		チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	17 施設及び設備	(1) 施設	○	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。
		(2) 設備、備品等	○	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。
第4章 放課後児童クラブの運営	18 職員体制	(1) 職員配置	○	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。
		(2) 育成支援の実施	○	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。
		(4) 勤務時間	○	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。
	19 子ども集団の規模(支援の単位)	○	○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	
	20 開所時間及び開所日	○	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	
	21 利用開始等に関する留意事項	○	○利用開始や退所に関する留意事項を理解し、適切に対応している。	
	22 運営主体	(1) 運営主体の要件	○	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。
(2) 運営上の留意事項		○	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	
23 労働環境整備	○	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。		
24 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	
	(2) 情報公開	○	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	

VI 運営指針: 性暴力防止対策【=第3章、第6章、第7章に対応する項目】

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	25 性暴力対策	(1) 職員啓発と啓発	○	○職員に対し、性暴力防止に関する研修や啓発を定期的に実施し、理解を深めている。
		(2) 相談体制の整備	○	○性暴力発生時の相談窓口や対応マニュアルを整備し、職員に周知している。 ○保護者にも相談窓口や対応体制を周知し、安心して相談できる環境を提供している。
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容	26 性暴力対策	子どもへの教育・啓発	○	○子どもの発達段階に応じた性暴力防止教育を実施し、自分の権利を理解できるよう支援している。
第7章 職員の資質向上 職場倫理及び事業内容の向上	27 性暴力対策	職員のメンタルヘルスケア	○	○性暴力防止研修や相談支援を含めたメンタルヘルスケア体制を整備し、職員が安心して働ける環境づくりに努めている。